

令和5年度 指定管理者評価結果票

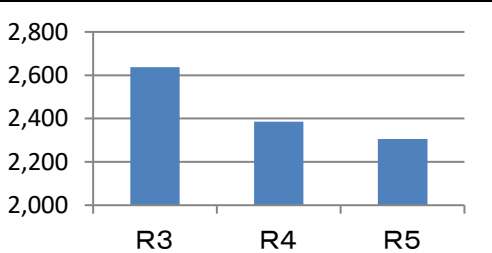
所 管 課	健康福祉部 障害福祉課
評価対象期間	R5.4.1 ~ R6.3.31

1 基本情報

施設概要	名 称	岐阜県立はなの木苑
	所 在 地	土岐市泉町久尻字滝ヶ洞1512-2
指定管理者	名 称	社会福祉法人岐阜県福祉事業団
	構 成 員	—
	所 在 地	岐阜市下奈良2丁目2番1号
	指定期間	R3.4.1 ~ R8.3.31
指定管理業務の内容		・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)(以下「障害者総合支援法」という。)第5条第11項の規定により、身体障害者につき施設入所支援を行うとともに、施設入所支援以外の施設障害福祉サービスを行う業務。 ・障害者総合支援法第5条第8項に規定する短期入所(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者に係るものを除く。)を行う業務。 ・施設の管理に関すること。 ・その他仕様書に定めること。

2 利用状況を把握するための指標

指標	利用者数 (単位:人)
R3	2,638
R4	2,385
R5	2,305



R3	2,638
R4	2,385
R5	2,305

3 令和5年度の収支状況 (単位:千円)

収 入 計	394,393
利 用 料 金	388,840
指定管理料	0
そ の 他	5,553
支 出 計	351,150
人 件 費	264,856
施設管理費	23,700
そ の 他	62,594
差 引	43,243
納 付 金	0

4 前年度の評価員会議の主な意見及び対応

前年度の評価員会議の主な意見	対応状況
・強度行動障がいへの支援について、更なる研鑽に努めてほしい。	・強度行動障がいに関する各種研修を受講し、研鑽に努めた。また、外部講師を招きケース検討会を開催し、基礎的な知識の習得と実践力の強化を図った。 ・毎月1回、強度行動障がい検討委員会を開催し検討を重ねている。
・利用者の他施設への移行について、さらに検討を進め、事業団全体の模範となるように努めてほしい。	・福祉サービスのニーズが合わなくなってきた利用者を対象に、身体障がい者支援施設や高齢者施設への移行を勧めた。 ・利用者本人や家族、相談支援専門員等と共に、安心して生活できる場を検討し提供している。

5 評価員会議による評価結果

評価項目	評価点 (平均点)	評価員の主な意見
管理基準の充足状況	3.4	・日中活動の充実や利用者のQOLの低下を防ぐ対策に取り組まれており評価できる。 ・設置された施設環境の中で、利用者の高齢化・重度化に対応すべき運営に取り組まれており評価できる。 ・災害研修は施設利用者だけの取り組みに限らず、家族・利用者及び地域の問題に発展する場合もあるので、多様な事態を想定した取り組みが必要。
設置目的の充足状況	3.4	・余暇活動の充実に努められており評価できる。 ・利用者の男女比のあり方について検討してほしい。 ・支援を施設内だけで完結せず、地域交流や情報公開、情報発信をさらに推進してほしい。
公共性の確保の状況	3.4	・一時避難所が再確認されており評価できる。 ・事件・事故の防止について、ヒヤリハット等を再検討して日常の早期発見に努めてほしい。 ・施設の問題を社会の問題として協力を得るための発信の取り組みがさらにあると良い。
経営状況	3.2	・令和4年度よりも令和5年度は、予算規模は縮小しているが収支状況は好転している。
派生的効果	3.2	・コロナ禍終結後、ボランティア・地域交流は徐々に再開している。 ・コロナ禍で滞っていた地域との交流や連携を継続・再構築していただきたい。

<評価基準>

5	協定書等に定める水準を上回る管理運営がなされており、かつ特筆すべき実績・成果を上げている
4	協定書等に定める水準を上回る管理運営がなされている
3	協定書等に基づき、適切な管理運営がなされている
2	協定書等に基づき、概ね適切な管理運営がなされているが、一部に更なる工夫や改善を要する
1	改善を要する

6 県による評価結果

最終評価	評価の考え方
A	・協定書に定めるサービス水準を満たし、適切に管理されている。 ・設備の整備や教室の開催といった事業により、障がい者と高齢者というニーズの異なる利用者が共有でき、安心、安全、快適に利用できるよう運営がなされている。

<評価基準>

S	優れた管理運営がなされており、かつ十分な実績・成果を上げている
A	優れた管理運営がなされている
B	適正な管理運営がなされている
C	改善を要する